

奈 個 情 第 6 4 号  
令和4年9月28日

奈良市公営企業管理者 様  
(諮問実施機関担当課 経営部企業総務課)

奈良市個人情報保護審議会  
会長 荒牧 裕一

奈良市個人情報保護条例第6条第4項及び第8条第2項の規定に  
係る諮問について (答申)

令和4年7月29日付け奈企第513号及び第514号で諮問のあった下記の件  
について、別紙のとおり答申します。

記

**【諮問 : 個情第04-09号】**

「公用車へのドライブレコーダーの設置による個人情報の収集」及び「公用車に  
設置したドライブレコーダーによる記録データの外部提供」について

(別紙)

答申：個情第70号

諮問：個情第04-9号

## 答 申

### 第1 審議会の結論

奈良市公営企業管理者が公用車に設置したドライブレコーダーによる個人情報の収集において、本人以外のものから収集する必要があると認められ、及び当該公用車に係る交通事故又はトラブルの状況及び原因を明らかにするためにドライブレコーダーによる記録データを外部に提供する必要があると認められる。

### 第2 対象事業について

奈良市公営企業管理者（以下「**実施機関**」という。）は、ドライブレコーダーについて、次のとおり説明した。

#### 1 ドライブレコーダーの設置及び運用について

- (1) ドライブレコーダーの設置は、公用車の運行に当たって、職員の安全運転意識と運転マナーの向上、交通事故発生時における事故責任の明確化と事故処理の迅速化、ドライブレコーダーによる犯罪抑止効果により、市民等の安全確保を図ることを目的とするものである。
- (2) 個人情報の収集については、本人から収集することが原則であるところ、ドライブレコーダーによる撮影は、公用車前方の状況を自動的に録画するものであり、その性質上、本人が関与することなく個人情報を収集することになる。
- (3) 個人情報の提供については、公用車に係る交通事故又はトラブルの状況（以下「**事故等**」という。）及び原因を明らかにするため、捜査機関や当事者、当事者から委託を受けた保険会社等に、ドライブレコーダーによる記録データ（以下「**記録データ**」という。）を提供して責任の所在の明確化を図ろうとするもので、個人情報の収集及び提供に必要性及び公益性がある。

なお、偶発的に犯罪や事故の現場（以下「**犯罪等**」という。）に遭遇したなどの際に、捜査機関から刑事訴訟法の規定に基づき記録データを提供する場合については、記録データを提供して犯罪の早期解決に役立てようとするもので、公共の福祉と法の維持のため、当該提供の正当性及び公益性が認められる。

## 2 個人情報の安全性の確保

実施機関は、ドライブレコーダーを設置し、及び運用するに当たり、次のような措置を講じることで、記録データに係る個人情報の安全性を確保しようとするものである。

実施機関は、「奈良市企業局公用車ドライブレコーダーの設置及び運用に関する要領」を定め、この要領にしたがって、ドライブレコーダーを設置し、及び運用することとしている。

- (1) ドライブレコーダーの設置は、事故等に係る原因究明及び保険請求等の事務を目的とするものであり、それによって得られる記録データの利用は、原則として目的の範囲内に合致する事務に限る。
- (2) 記録データの外部提供については、事故等又は犯罪等における場合に限ることとする。
- (3) (2)により記録データの提供等を行うときは、提供日、提供先及び提供する目的等を記録データの管理台帳に記載し、記録データの取り扱いの状況を記録、管理する。また、提供した記録データの適正な管理、第三者への提供の制限及び使用後の速やかな廃棄を求める。
- (4) ドライブレコーダーの作動時間は、公用車運行時とする。
- (5) 記録データは、ドライブレコーダー本体に挿入する電磁的記録等媒体に記録する。なお、当該記録データは、管理責任者及び取扱担当者が管理し、記録データの取扱いは、次のとおりとする。
  - ア 個人情報を識別不可能な状態にするデータ加工を除くデータの加工、複製又は複製することなく撮影時の状態にしておくこと。
  - イ 管理責任者又は取扱担当者以外の記録データの閲覧及び持出しを禁止すること。
  - ウ ドライブレコーダーを設置した公用車の乗務員は、すべての乗務員が当該公用車を離れる際は施錠すること。
- (6) 記録データの保存期間は、原則として電磁的記録等媒体の記録上限を超えて自動で上書きされるまでとする。

## 第3 審議会の判断及び付言

### 1 判断

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、記録データに係る個人情報が不当に侵害されることはないと認められ、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 2 付言

ドライブレコーダーを設置し、運用するに当たって、実施機関が定めることとしている「奈良市企業局公用車ドライブレコーダーの設置及び運用に関する要領」において、個人情報を含む記録データの利用目的をできる限り明確化されたい。また、個人情報の取扱いについては、職員に対する教育研修等により条例等に沿って適正に取り扱われるよう徹底されたい。

## 第4 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和4年 7月29日	実施機関から諮問を受けた。
令和4年 8月10日	令和4年度第4回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
令和4年 9月16日	令和4年度第5回審議会 答申案の取りまとめを行った。
令和4年 9月28日	実施機関に対して答申を行った。

## ○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大手前短期大学教授	会長
石 黒 良 彦	弁護士	
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
田 辺 美 紀	弁護士	
浜 口 廣 久	弁護士	会長職務代理者